



桶川市教育大綱 (案)
桶川市教育振興基本計画

令和 6 年 月
桶川市・桶川市教育委員会

このページは白紙

市長写真

令和6年 月

市長名

このページは白紙

教育長写真

令和6年 月

教育長名または教育委員会

目次

I 序論

- 1 はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 2 教育を取り巻く環境・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

II 桶川市教育大綱（桶川市教育行政の基本的な考え方）

- 1 基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 2 基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

III 桶川市教育振興基本計画（桶川市教育大綱基本方針に基づく施策）

- 1 施策の展開の見方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
- 2 施策の展開

基本方針1 「確かな学力の育成と質の高い教育環境の充実」

- 施策1 教育環境の整備・充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
- 施策2 学校の組織運営の改善・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
- 施策3 一人一人の確かな学力を育む教育の推進・・・・・・・・・・ 15
- 施策4 時代の変化に対応する教育の推進・・・・・・・・・・・・ 16
- 施策5 主体的に進路を切り拓く力を育むキャリア教育の推進・・・ 17
- 施策6 共生社会を支える特別支援教育の推進・・・・・・・・・・ 18
- 施策7 教職員の資質能力の向上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19

基本方針2 「豊かな心の育成と人権意識の高揚」

- 施策1 豊かな心を育む教育の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
- 施策2 いじめ・不登校の未然防止の推進・・・・・・・・・・・・ 21
- 施策3 人権教育の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22

基本方針3 「健やかな体の育成」

- 施策1 体力向上と学校体育の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
- 施策2 学校給食における食育の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24

基本方針4「家庭・地域の教育力の向上」

施策1	家庭教育の支援	25
施策2	青少年の健全な育成	26
施策3	家庭・地域・学校の連携・協働の推進	27

基本方針5「生涯にわたる学びとスポーツの支援」

施策1	生涯学習の推進	28
施策2	多様な学習や活動の機会の充実	29
施策3	スポーツ・レクリエーション活動の普及	30

基本方針6「伝統文化・芸術の振興と文化財の保存・活用の推進」

施策1	文化財の保護及び保存・活用の推進	31
施策2	博学連携事業の推進	32

3	指標一覧	33
4	計画の推進に向けた体制	40
5	進捗状況の点検及び計画の見直し	40

IV 資料編

1	用語解説	42
2	桶川市教育振興基本計画策定委員会設置要綱	××

本書の構成



このページは白紙

I 序論

I 序論

1 はじめに

(1) 教育大綱及び教育振興基本計画策定の趣旨

平成26年の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正にて、「地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものとする。」と規定され、本市では、平成27年5月に「桶川市教育大綱」を策定しました。

また、このたび、本市の実情に合った「桶川市教育大綱」で示された基本理念や目指す方向性について、社会状況の変化や教育をとりまく環境等の変化を鑑み、学校教育と社会教育が連携を深め、教育に関する施策を総合的・計画的に進めていくため、「桶川市教育振興基本計画」を策定しました。

「桶川市教育振興基本計画」は、固定されたものではなく、具体的に施策を実施していく過程においてもその評価検証を行い、社会情勢の変化等に伴い計画変更の必要が生じたときは随時見直しを行い、効率的に施策を推進します。

(2) 位置付け

「教育大綱」は、国の「教育振興基本計画」を参酌し、地域の実情に応じ、総合教育会議での協議を経て、市長が策定するもので、本市の教育行政の根本となる理念と方針を示すものです。

また、「教育振興基本計画」は「教育大綱」と同様に、国の「教育振興基本計画」を参酌し、地域の実情に応じ、教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるものです。

なお、「桶川市教育大綱」及び「桶川市教育振興基本計画」は、「桶川市総合計画」と整合を図っています。



I 序論

参考法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律 抜粋

(大綱の策定等)

第一条の三 地方公共団体の長は、教育基本法第十七条第一項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。

2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第一項の総合教育会議において協議するものとする。

教育基本法 抜粋

(教育振興基本計画)

第十七条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

(3) 教育大綱・教育振興基本計画の期間

令和6年度（2024年度）から令和10年度（2028年度）の5年間とします。なお、教育を取り巻く社会の状況等の変化に対応するため、適宜見直しを図ります。

計画等	年度											
	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	
桶川市教育大綱		[実線]						[点線] 次期				
桶川市教育振興基本計画		[実線]						[点線] 次期				
桶川市第六次総合計画	[実線] 前期						[実線] 後期					[点線] 次期
国の教育振興基本計画		[実線]						[点線] 次期				

2 教育を取り巻く環境

(1) 人口減少と少子高齢化

本市の人口推計（令和4年（2022年）1月1日基準）では、人口は、74,822人でしたが、10年後となる令和16年（2034年）には68,574人となり、その後も減少することが予想されています。

一方、高齢化率は、令和4年では、29.8%でしたが、10年後となる令和16年には31.8%となり、令和36年（2054年）にピークを迎え、36.9%となる予想となっています。

(2) ICTの普及とグローバル化

ICT*（情報通信技術）の普及により、様々なICT*機器を利用することで、世界中の人々が迅速に情報を共有し、コミュニケーションをとることが可能となり、グローバル化*が急速に進展しました。

こうした中、情報を正しく安全に利用するために情報セキュリティ*や情報モラル*等の教育を推進するとともに、外国語によるコミュニケーション能力の向上を図り、国際社会で活躍できる人材育成が求められています。

(3) 子どもを取り巻く環境変化

現代社会において、子どもを取り巻く環境は、多岐にわたり変化しています。

デジタル技術の進化によるオンライン学習等の学習環境の拡大、ソーシャルメディア*の普及にともなうコミュニケーションスタイルや情報取得の方法が変化している一方で、情報モラル*やデジタルデバイド*（情報格差）の問題も生じています。

また、多様性やインクルージョン*が重要視され、子どもたちに対する教育やサポートのあり方が模索されています。

環境問題や食料問題等の地球規模の課題への意識も高まり、子どもたちが時代の変化に対応することのできる知識と能力の育成が求められています。

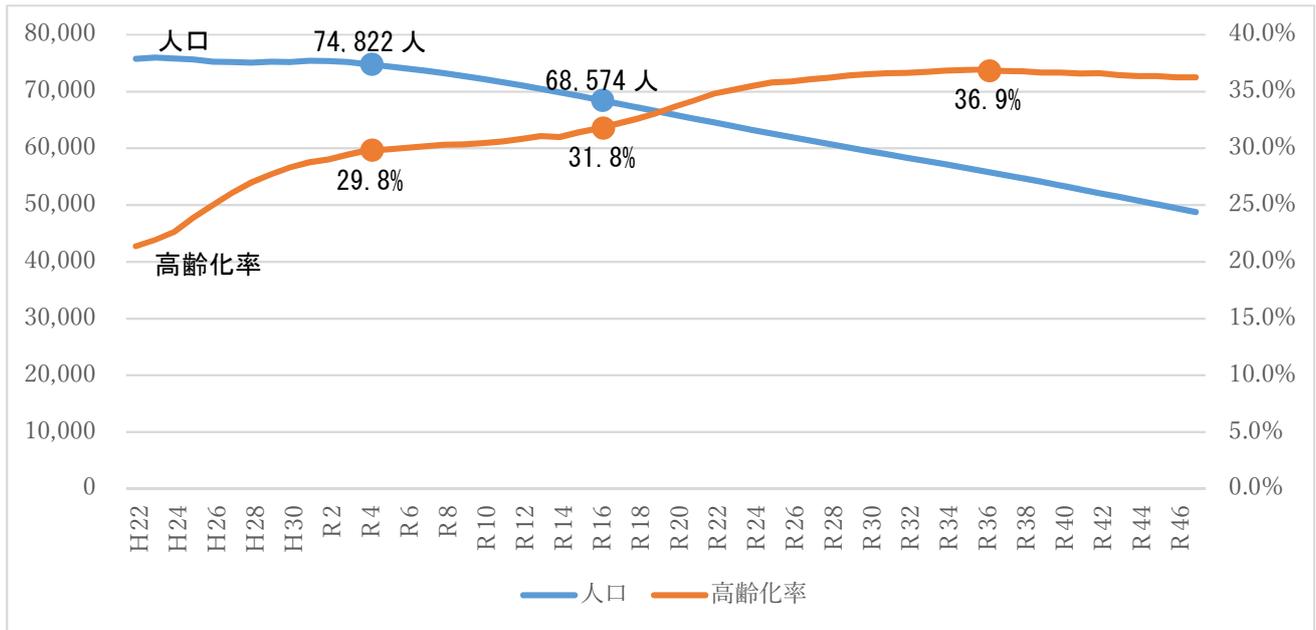
(4) 地域コミュニケーションの希薄化

現代社会において、都市化、ライフスタイル*の多様化、デジタル化が進み、人と人との直接的な交流が減少し、地域社会の結びつきが希薄化しています。

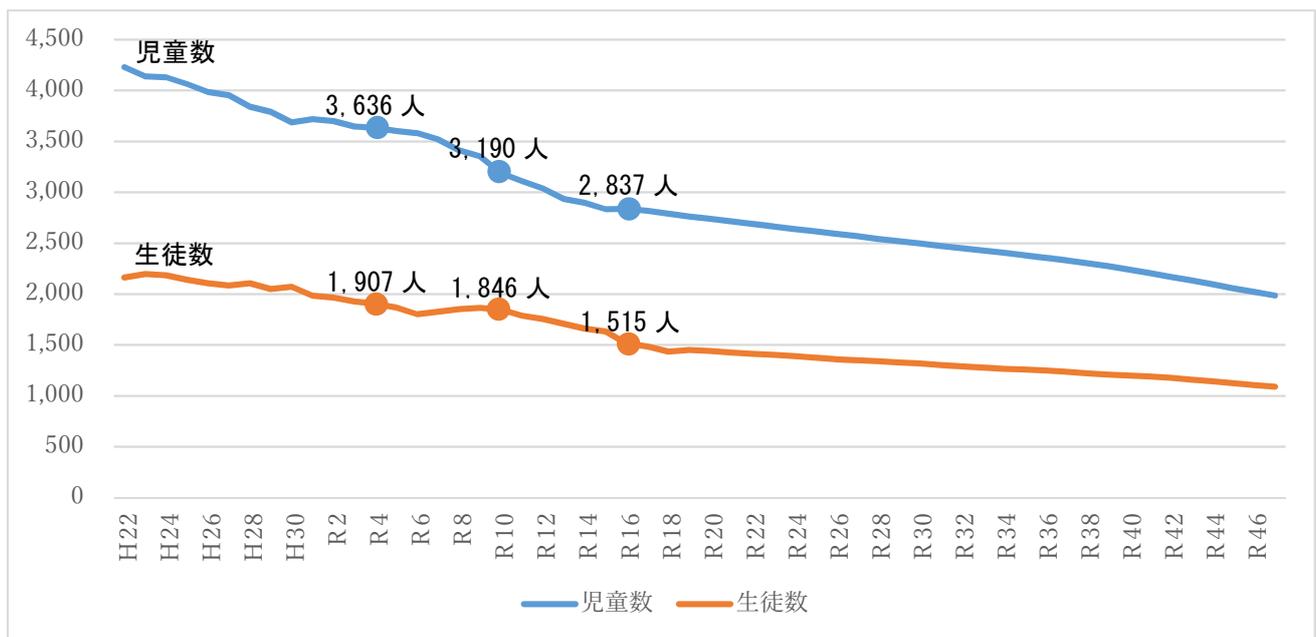
こうした中、地域による子どもたちの健全な育成や、地域住民が積極的にコミュニティへ参加し、地域で支え合うことができるよう、地域の教育施設の活用による「場」や「機会」の提供が求められています。

I 序論

本市の人口推計



本市の児童生徒数の推計



このページは白紙

Ⅱ 桶川市教育大綱

(桶川市教育行政の基本的な考え方)

Ⅱ 桶川市教育大綱

1 基本理念

我が国を取り巻く環境は少子高齢化*の進行、高度情報化社会*の進展、グローバル化*の進展など様々な変化が急速に進んでおり、人々の意識や価値観の多様化も進んでいます。

こうした中、次代を担う子どもたちが、先行き不透明な時代を生き抜くために「自ら学び、考え、判断し、行動する能力」を身に付け、コミュニケーション能力を養うことが求められています。

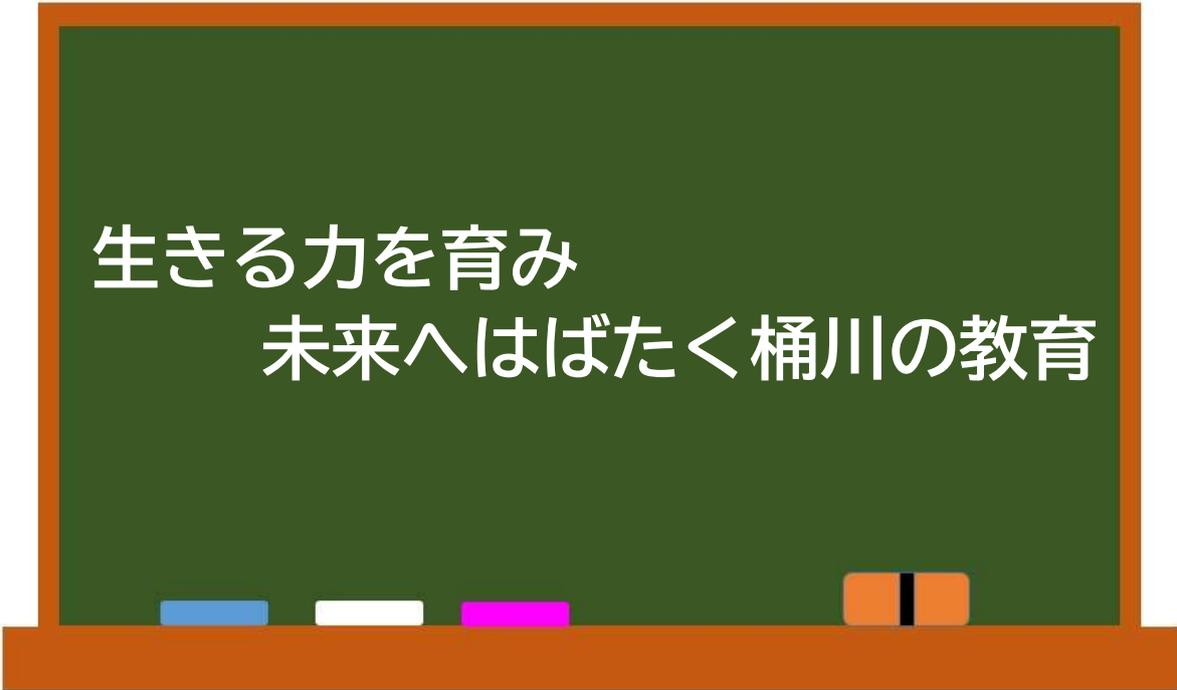
さらに、思いやりや感動する心と、たくましく生きるための健康や体力を兼ね備えた「生きる力」をしっかりと身に付けることが必要です。

また、「人生100年時代*」を迎える中で、子どもから大人までが生涯にわたって自らの学びを深めながら健康でより豊かに生きていくための環境づくりが重要な課題です。

本市は、豊かな自然や歴史的な遺産、文化施設に恵まれています。このような教育的資源を活かした体験や交流を通じて、豊かな心や郷土愛を育むことも大切です。

本市の教育行政を進めていく基本的な考え方として、次の基本理念を掲げます。

※黄色マーカーは第1回会議により修正した箇所



生きる力を育み
未来へはばたく桶川の教育

2 基本方針

基本理念の実現を目指して、6つの基本方針を定めます。

基本方針1「確かな学力の育成と質の高い教育環境の充実」

子どもたちが社会的に自立して生きていくために、「主体的・対話的で深い学び*」を通じて得た知識や技能を様々な領域で活用していく能力と、誰もが互いに認め合える共生社会*の実現を目指していきます。また、社会の変化に対応できるよう学校の教育力の維持向上のために、**教育環境を整備します。**

基本方針2「豊かな心の育成と人権意識の高揚」

思いやりの心や規範意識、学習意欲、目的意識、望ましい職業観などの豊かな人間性や社会性を育む体験活動を推進します。また、子どもたちの発達段階に応じた**人権感覚**の育成に努めるとともに、命の大切さを学ぶことや、**多様性を認め合う社会の実現**に向けた教育を推進します。

基本方針3「健やかな体の育成」

心身の健康の保持・増進だけではなく、豊かな人間性を育むとともに、体力の向上やスポーツの体験をきっかけとして、生涯にわたりスポーツに親しむことができる環境を整えます。

基本方針4「家庭・地域の教育力の向上」

学校と家庭、地域が一体となって、子どもたちを社会全体で育てていくことを推進していきます。また、活気あふれる社会づくりのために地域コミュニティ*や社会教育団体*の自発的な活動を支える仕組みづくりを目指します。

基本方針5「生涯にわたる学びとスポーツの支援」

人生を豊かにする生涯学習社会を実現するために、多様な学びの場を提供するとともに、学習活動を活かす場づくりを推進します。また、誰もが健康を意識しながら、身近で気軽にスポーツに親しめる社会づくりを推進します。

基本方針6「伝統文化・芸術の振興と文化財の保存・活用の推進」

地域の伝統文化に関する**活動を支援し活性化を図るとともに、文化財**の保存・活用を推進します。また、学校や地域において、誰もが文化や芸術に触れ合い、親しむことができるよう**機会の充実を図ります。**

※黄色マーカーは第1回会議により修正した箇所
※緑色マーカーはパブコメの内容に関する協議箇所

このページは白紙